

## 相談内容

大学生活のこんなことご相談ください！



レポートをどのくらいの詳しさを書けばいいのかわからず、締め切りに間に合わない

大事な約束をすっぽかしてしまう



やる事がいくつもあると  
どこからやればいいのかわからない

「ちょっと変わってるね」といわれる  
(普通なのに！)



友だちづくりが苦手

わからないことがあるけれど  
質問していいことなのか自分では判断が難しい



車いすや松葉杖などの移動で  
1人では行けない所がある

実習の作業でとても苦手なことがある



先生の声が聞き取りづらいので  
ノートテイクをしてほしい

視力が悪く、黒板が見えない



こちらまでご連絡ください。

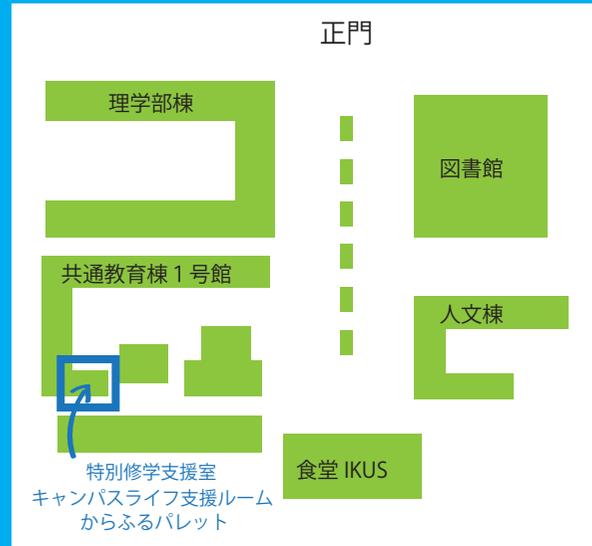
【朝倉キャンパス】

特別修学支援室

開室時間 9:00~17:00

Tel. 088-888-8037

Mail. shugakushien@kochi-u.ac.jp



【岡豊キャンパス】

学生課

開室時間 8:30~17:15

Tel. 088-880-2259

Mail. gsoudan@kochi-u.ac.jp

【物部キャンパス】

物部総務課学務室

開室時間 8:30~17:15

Tel. 088-864-5116

Mail. gsoudan@kochi-u.ac.jp

【朝倉キャンパス】  
メールアドレス



色んな人がいて  
いいじゃない



高知大学

学生総合支援センター  
特別修学支援室



## 「からふるパレット」

(キャンパスライフ支援ルーム)



共通教育棟 1号館 1F



「からふるパレット (キャンパスライフ支援ルーム)」は、障がい者支援ボランティアの勉強をしたり、ちょっと一休みしたり、いろいろな学生が過ごして、交流することができる場所です。

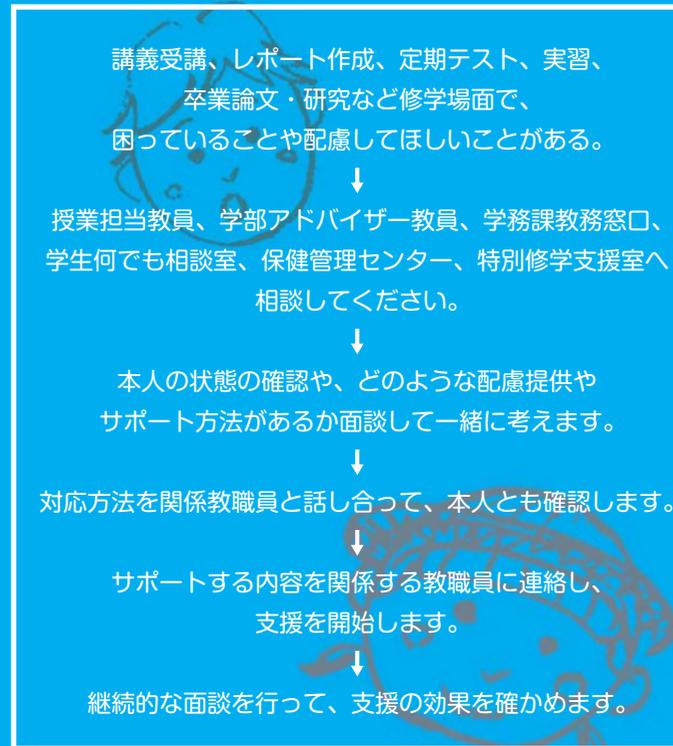
### 主な活動内容

- ① からふるパレットカフェ：毎月第2水曜日にお茶やワークショップを行っています。
- ② 学習活動サポート：レポート作成、ゼミ発表準備の相談や自習スペースを用意しています。
- ③ 学内バリアチェック：学生スタッフが教室環境、多目的トイレ、バリアフリー設備のチェックをします。
- ④ ボランティア養成：支援ボランティア学生・ノートイクボランティアなど、障がいのある人の支援に興味がある学生の養成をしています。



からふるパレットカフェ

## 相談の流れ



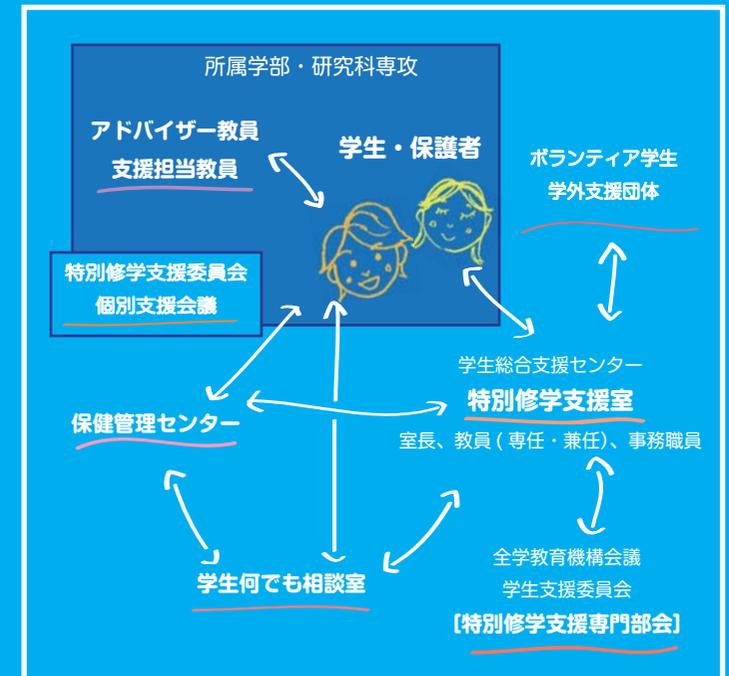
### 障害者差別解消法とは

平成 28 年 4 月より施行される法律です。障害を理由とする差別解消のためのもので、<sup>※</sup>合理的配慮を提供しないことも差別とされています。この法律により国立大学法人では、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮検討・提供が義務化されます。

### ※ 合理的配慮とは

『障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、個別に提供されるもの。(障害のある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ、2012)』具体的な配慮内容は、それぞれの学生の状態や修学における教育的ニーズによって異なります。配慮内容は、学生本人と大学との間で十分な話し合いと共通理解の上で決められます。

## 高知大学の特別修学支援



学生総合支援センターに特別修学支援室を開設し、身体機能や感覚機能の疾病・障がいなどにより修学上の支援ニーズがある学生、コミュニケーションの苦手さやこだわりの強さなどによって修学で困っている学生、その他さまざまな修学上の問題を抱える学生の支援をしています。

特別修学支援室は、支援を必要とする学生が所属する学部や大学院と連携協力して学生支援を行います。また、保健管理センターや学生何でも相談室とも連携して、学生一人ひとりのニーズを専門的な立場から把握し支援方法について考えます。もちろん、障がいがなくとも修学で困っていることに対して、学生や教員と一緒に考えて誰もが安心して学ぶことができるキャンパス環境作りに取り組んでいます。支援やキャンパス環境作りには、多くの学生の協力が必要です。ボランティア学生の育成や、学内バリアフリー意識の向上にも取り組んでいます。

特別修学支援室には専任スタッフが常駐しております。学生をはじめ、各部局からの相談も随時受け付けております。